

日野町から転出される方へ



町の花 ほんしゃくなげ

○日野町にお住まいの間は、町政の推進にご理解・ご協力いただきありがとうございました。
○新しい住所に住み始めた日から、**14日以内**に新住所地の市区町村役所に必ず転入届をしてください。
正当な理由なく届出をされないと過料に処せられることがあります。

	日野町での手続き	新住所地での手続き	担当窓口	
①印鑑登録をしている方	印鑑登録証（白いカード）をお返してください。 転出（予定）日をもって登録がなくなります。	必要な方は、改めて印鑑登録 の手続きをしてください。	住民課 住民担当 0748-52-6571	1 番
②マイナンバー（個人番号）カード、住民基本台帳カードをお持ちの方	裏面をご覧ください。			
③国民健康保険に加入している方	保険証をお返してください。転出日をもって資格がなくなります。	転入先の市町村で改めて加入 の手続きをしてください。	住民課 保険年金担当 0748-52-6584	2 番
④後期高齢者医療被保険者証をお持ちの方	保険証をお返してください。 県外へ転出される方は、転出日をもって資格が なくなります。 負担区分等証明書 の交付を受け てください。 限度額適用・標準負担額減額認定証 をお持ちの 方は証をお返してください。 特定疾病療養受療証 をお持ちの方で県外へ転出 される方は、証をお返しいただき、証明書の交 付を受けてください。 後期高齢者医療保険料還付届出書を記入の上、 提出してください。	県内転出の方は、転入先で被 保険者証等が交付されます。 県外転出の方は、転入先で日 野町で交付を受けた証明書を 持参の上、加入手続きをして ください。		
⑤年金を受給している方		住所変更の手続きが必要か確 認してください。		
⑥福祉医療受給券をお持ちの方	受給券をお返してください。	転入先の市町村へお問合せく ださい。		
⑦介護保険被保険者証をお持ちの方	保険証をお返してください。 介護保険料還付請求書を記入の上、提出してく ださい。	認定を受けておられた方は、 必ず新住所地で手続きをして ください。	長寿福祉課 高齢者福祉介護担当 0748-52-6501	10 番
⑧児童手当・児童扶養手当を受給している方	受給消滅の手続きをしてください。転入先で必 要となる方は、税務課にて 児童手当・児童扶養 手当用の所得課税（非課税）証明書 を受けてく ださい。	転入先の市町村へお問合わせ ください。	子ども支援課 子ども支援担当 0748-52-6583	8 番
⑨保育所・幼稚園・こども園に入所されている園児がおられる方	子ども支援課にて 退所届 を提出してください。	転入先の市町村へお問合わせく ださい。		
⑩障害者手帳をお持ちの方		障害者手帳を持参の上、手続 きをしてください。	福祉保健課 福祉担当 0748-52-6573	7 番
⑪上下水道の利用を中止される方	水栓休止等の手続きをしてください。詳細はお たずねください。		上下水道課 上水道担当 0748-52-6576	21 番
⑫125cc以下の原動機付自転車をお持ちの方	ナンバープレート、標識交付証明書、届出者の 本人確認書類 を持参の上、廃車手続きをして ください。	廃車証明書を持参の上、新た に登録をしてください。	税務課 住民税担当 0748-52-6570	4 番
⑬小・中学校に在籍する児童・生徒がおられる方	学校教育課にて 転出届 を提出してください。	転入先の市町村の教育委員会 にお問合せください。	教育委員会 学校教育課 学校教育担当 0748-52-6564	29 番

※都合により転出されなかったときは、「転出証明書」、「本人確認書類」を持参の上、すみやかに日野町役場住民課で**転出取消し**の手続きをしてください。

■マイナンバーカードの交付を受けている方

引き続き利用したい場合は、転入届出時、マイナンバー（個人番号）カードを持参して、継続利用の手続きを行ってください。カードへの新住所地の記載も必要です。

手続きには、設定された暗証番号が必要です。

暗証番号をお忘れになった場合は、転入地でご相談ください。

転出された際、署名用電子証明書が失効しますので、必要であれば再度申請をお願いします。

※ 利用者証明用電子証明書は失効しません。

☆転出予定日または転出処理を行った日のうち、後の日から30日を経過しないうちに、転入処理を行ったカードであること、また、転入届出日から90日を経過していないことが条件となります。

■マイナンバーカードの申請をされている方

すでにされている申請が取り消されるため、改めて申請していただく必要があります。

再申請される場合は、「マイナンバーカード総合サイト」から手書用の交付申請書をダウンロードされるか、転入地で申請書IDの入った申請書を受領し、改めて申請をしてください。

■住民基本台帳カードの交付を受けている方

引き続き利用したい場合は、転入届出時、住民基本台帳カードを持参し、継続利用の手続きを行ってください。カードへの新住所地の記載も必要です。

手続きには前住所地で使用していた暗証番号が必要です。

暗証番号をお忘れになった方は、転入地でご相談ください。

☆転出予定日から30日を経過しないうちに転入処理を行ったカードであること、また、転入届出日から90日を経過していないことが条件となります。

問い合わせ先

◆日野町役場 住民課 住民担当 ☎ 0748-52-6571

平日／8：30～17：15 （土日祝日及び年末年始を除く）

◆マイナンバー総合コールセンター（フリーダイヤル） ☎ 0120-95-0178

平日／9：30～20：00 土日祝／9：30～17：30

（年末年始を除く）